

権利があります 医療を受ける すべての人に



医療費でお困りの方はご相談ください



大切な人だから
ずっと笑顔でいてほしい
あなたといっしょに健康づくりのお手伝い

いのちは平等

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。

私たちは、「お金がないために医療にかかれない人があってはいけない。いのちは平等でなくてはならない」という理念のもと、この事業を始めました。

一人でも多くの方が必要な医療を受けられる…これが医療の「あるべき姿」だと考えます。



(財)京都労働災害被災者援護財団
京都市城南診療所

〒612-8427 京都市伏見区竹田真幡木町115

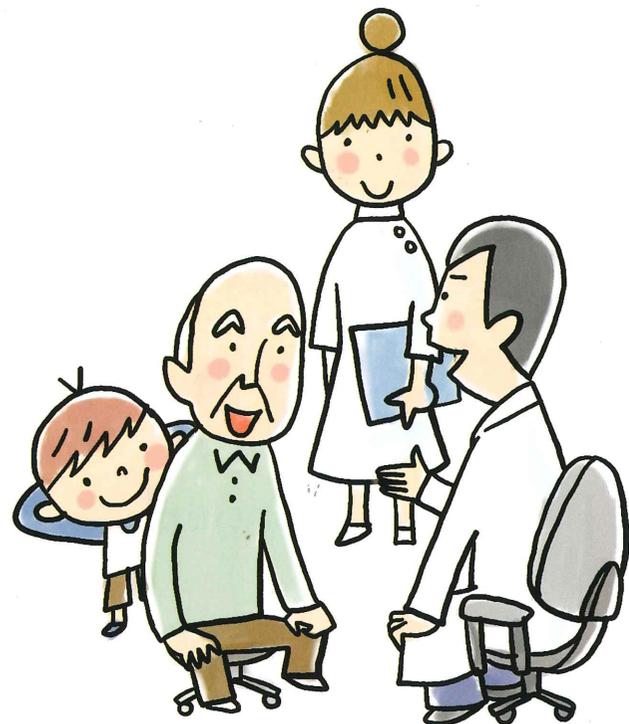
FAX: 075-602-7476

e-mail: formmail@jounanshin.or.jp

☎075-623-1110

無料・低額 診療事業の ご案内

無料または
低額で医療が
受けられます



(財)京都労働災害被災者援護財団
京都市城南診療所

まずは、 ご相談ください。

「お金がないから」と医療が受けられない方、
1日でも早く病院・診療所に来てください。
いっしょに治療をはじめましょう。



「無料・低額診療事業」とは？

生活困難な方に、無料・または低額な料金で医療を利用し
ていただくもので、社会福祉法で位置づけられた制度です。
制度利用にあたっては、必要書類を提出していただき、審
査により適用の可否が決まります。

このような場合にご相談ください

- 具合が悪くても、お金がないのでお医者さんにかかれない
- 病気や障害、失業などで収入がなくなり、通院をやめてしまった
- 入院や検査を勧められても、医療費が心配で断ってしまう
- 慢性疾患で、通院のたびに医療費が払えず困っている

制度の流れ

1 受付

受付か電話でお問い合わせ
ください。



2 相談

相談担当者がお話をお聞き
します。

※所得状況を証明できる書類を提出
していただき審査させていただきます。



3 適用

適用となれば、医療費の自己
負担金を免除または減額とし
ます。

※ご相談内容にもよりますが、基準
は収入がおおむね生活保護基準の
150%未満です。



4 これから

無料・低額診療は、生活が改善す
るまでの一定期間の措置です。
あくまで期限が区切られた措置
であることをご了承ください。
公的な制度や社会資源の活用、
生活改善の方向を見つけて、ご
一緒に治療をすすめ
ていきましょう。

